

羽生市

防災ガイドブック

Hanyu city Disaster prevention guidebook



防災ガイドブックを活用していただき、
地震や洪水などの災害に対して、
日頃から備えましょう。

防災ガイドブックに関するお問い合わせ先

地域振興課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地
TEL: 048-561-1121 / FAX: 048-563-2322

はじめに



羽生市長 河田晃明

市民の皆様には、日ごろから市の防災行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、ここ数年、地震や風水害などの大規模災害が多発しており、テレビや新聞等の報道を通じて、被災地の痛ましい様子を目の当たりにする機会が増えています。

幸い、これまで本市においては、大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、これらの報道を他人事として受け流すのではなく、「私たちの身に降りかかってきたら、どうなってしまうのか」と考えてみる必要があるのではないかでしょうか。

災害はいつ起こるかわかりませんが、日頃からの備えを怠ることなく防災対策を進めていくことが、有事の際に大きな力を発揮します。

まず「自分の身は自分で守る」という自助の精神、そして「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神が、災害被害を軽減するために非常に重要です。

より多くの皆様の防災に対する意識の向上と地域の防災力の強化を目的として、この「羽生市防災ガイドブック」を作成しました。

この防災ガイドブックの内容についてご家族で話し合い、非常時における各人の役割と家族間の連絡方法、集合場所など、様々なケースを想定して災害に備えていただきたいと思います。

家族はもちろんのこと隣近所や自治会など、地域の中でも話し合い、災害への対応策や、どのようにして地域とそこに住む人々を守っていくかを考えるための一助として、ご活用されることを期待しています。

平成24年3月



目次



非常時持ち出し品を準備しましょう	1	防災情報の伝達について	14
地震について	2	災害用伝言ダイヤルなどの紹介	17
風水害について	7	避難所等一覧表	18
火災について	10	地震ハザードマップ	20
自主防災組織について	12	洪水ハザードマップ	30
災害時要援護者への避難支援	13	巻末 家族の連絡先(避難者受付簿)	

非常時持ち出し品を準備しましょう



持ち出し品チェックリスト

まずは、自分の身は自分で守ることを意識して、下のチェックリストを参考に「非常時持ち出し品」を準備しましょう。

自分が必要な物を、自分が持てる量で備えておきましょう！

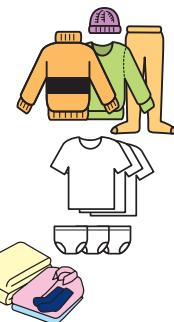
必需品

- 携帯型ラジオ
- 懐中電灯
- 予備の電池
- 携帯電話
- 充電器
- ライター
- ローソク



生活用品

- 衣類
- レインコート
- スリッパ
- ポリ袋
- タオル
- レジャーシート
- 使い捨て食器
- 石鹼・歯ブラシ
- 食品用ラップ



貴重品

- 現金(小銭も)
- 預金通帳
- 運転免許証
- 健康保険証
- 印鑑
- 権利証書
- 診察券
- 家族の連絡先など



応急医薬品

- 常備薬・持病の薬
- 救急セット
- ポケットティッシュ
- ウエットティッシュ



飲料水・非常食 ※消費期限は定期的に確認を

- 飲料水(1人1日3リットル)
- 乾パンなど
- インスタント食品
- 栄養補助食品



その他

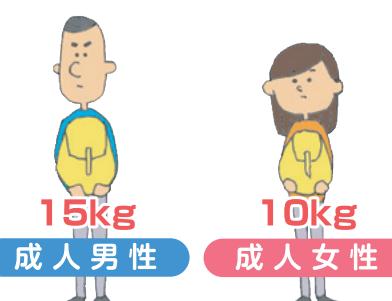
- 防災ずきん・ヘルメット
- 筆記用具
- 軍手
- ロープ(5m)



必要に応じて準備を

- ベビー用品
- 生理用品
- 介護用品

重さの目安



災害に対するほかの準備については、以下のページをご覧ください。

地震について



東日本大震災について

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災は、日本での観測史上最大規模、マグニチュード9.0、最大震度7を記録しました。この地震で発生した大津波により、東北と関東の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

大津波のほか、地震による大きな揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などが東北と関東の広範囲で発生し、交通網やライフラインに大きな被害が発生しました。全国で震災による死者・行方不明者は約2万人、建築物の全壊・半壊は35万戸以上、避難者は40万人以上に上りました。

また、東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展しました。

羽生市においては、地震発生時は震度5強の揺れを観測しました。市内では、屋根瓦の落下が1,055件、ブロック塀などの倒壊が33件、電線切断などによる市内全域の一時停電、道路の損壊、水道施設の損傷などの大きな被害が発生しました。

なお、被災地への支援として羽生市では、福島県の被災者の受け入れや、義援金や物資の提供を行っています。



東日本大震災被害状況(平成23年3月11日)

震度と揺れによる周囲の状況

3.5



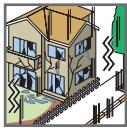
- ほとんど人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

4



- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5.0



- 物につからないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

5.5



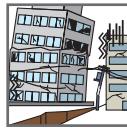
- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6.0



- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

6.5



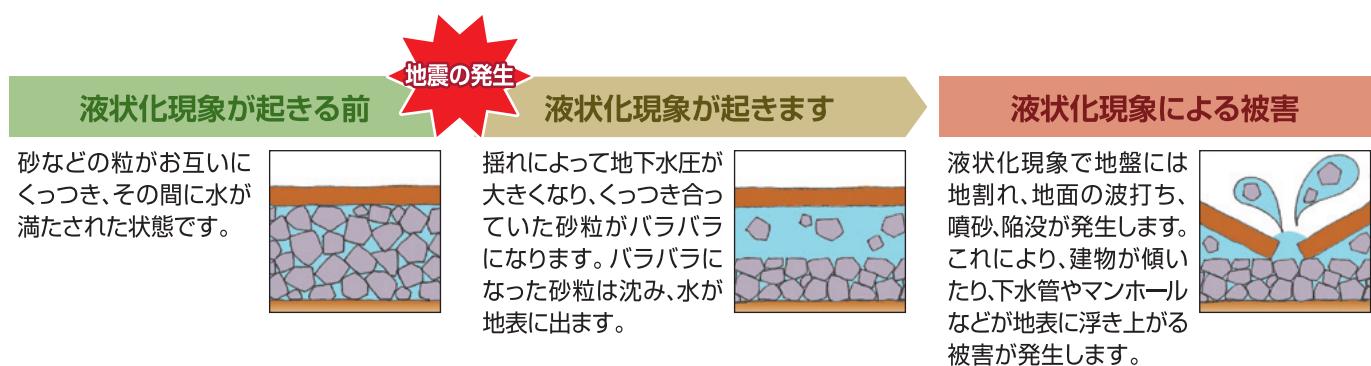
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

地震発生時の心構えと行動のポイント

経過時間	ポイント
地震発生	最初の大きな揺れは1分間 <ul style="list-style-type: none"> ● まず、身を守る 机の下などへ。慌てて外へ飛び出さない。ドア、窓を開ける。 ● 脱出口を確保する 机の下などへ。慌てて外へ飛び出さない。ドア、窓を開ける。 ● すばやく火を消す 危険が伴うので無理はしない。 
発生1~2分	揺れが収またらまず火の始末 <ul style="list-style-type: none"> ● 火元を確認する 火が出たら落ち着いて初期消火。 ● 靴をはく 室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。 ● 家族の安全を確保する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。 
発生3分	隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ <ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所に声をかける けが人・行方不明者の確認、救出・救護。 ● 余震に注意 ● 近所に火が出ていたら初期消火 ・大声で知らせる。・消火器を使う。 ・バケツリレーをする (風呂の水をためおきしておく)。 
発生5分	ラジオなどで正しい情報を入手 <ul style="list-style-type: none"> ● 正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ● 電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。 安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ● 家屋倒壊などの危険があれば避難 避難をするとときはガス栓をしめ、ブレーカーを落とす。 
発生10分 ↓ 発生数時間 ↓ 発生3日くらい	協力して消火 救出・救護活動 <ul style="list-style-type: none"> ● 助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ● 壊れた家には入らない 無理をして、二次災害を起こしてはいけない。 ● 水・食料は蓄えているもので 3日分の飲料水と食料を備蓄しておく。 ● 災害情報・被害情報の収集 引き続き余震に注意。 

液状化現象の仕組み

液状化現象とは地震により、地盤が液体のようになってしまう現象のことです。



液状化現象は、地下が砂の層であり地下水位が高い場所で揺れが発生すると起こりえる現象です。

地震に対する日頃からの備え

地震は突然おそってきます。日頃からできる限りの備えをしておくことが大切です。

ケガの防止対策 !!

- 避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく
- 停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく
- タンスや食器棚などは、転倒防止対策をしておく
- 食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく



非常時持ち出し品の準備 !!

- 非常時持ち出し品は、置く場所を決めて準備しておく
- 非常食などは定期的に消費期限を確認しておく



家族で話し合い !!

- 地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく
- 家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく
- 家族で避難場所や避難経路を確認しておく
- 普段のつき合いを大切にするなど、隣近所との協力体制を話し合っておく



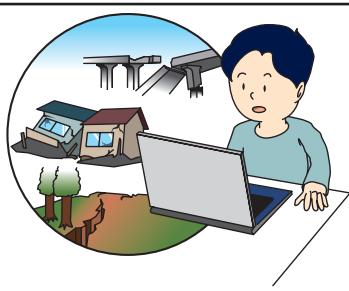
地域の危険性の把握 !!

- 羽生市の防災ガイドブック、地震ハザードマップに加えて、わが家の防災マップを作りつけておく
- 自分の住む地域の危険度を確認しておく



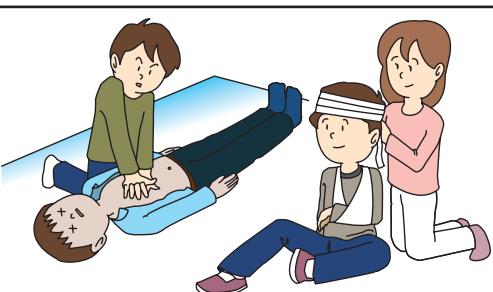
過去の地震の教訓の学習 !!

- 新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく
- 地域、市役所、消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく



知識・技術の習得 !!

- 日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難などの方法・手順を身につけておく



耐震診断について

平成7年度「警察白書」(警察庁)によると、阪神・淡路大震災では死者のうち約9割が地震直後の家具、建物による圧迫死とされています。

また、建築年度別の建築物の被害状況を見ると、昭和56年以前の建築物の無被害及び軽微な被害が全体の約34%であるのに対し、昭和57年以降の建築物で無被害及び軽微な被害は全体の約75%と、昭和57年以降の建築物の被害が少なかったことが明らかとなっています。

これは、昭和56年6月1日に改定された建築基準法で耐震基準が見直されたことにより、建築物の耐震性が向上したためです。

昭和56年以前建築

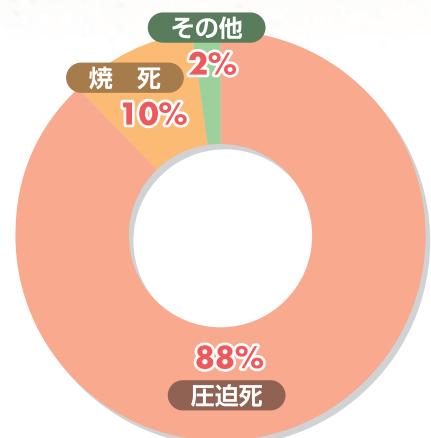


昭和57年以降建築



阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(国土交通省(旧建設省))より



阪神・淡路大震災による
直接的な死亡原因

まずは耐震診断!!

羽生市では、市内にある昭和56年以前建築の木造1階又は2階建て、かつ延べ床面積500m²以下の住宅を対象に、簡易耐震診断を無料で行います。

ご希望の方は、建物の平面図等を持参の上、窓口(羽生市まちづくり部開発建築課建築係)で配布する申込書に必要事項を記入し申し込んでください。

簡易耐震診断の結果が「危険」と出た場合、民間の建築士による精密な耐震診断(有料)を受診することをお勧めします。

また、市では耐震診断に要した費用の一部を補助する制度を用意しています。



耐震改修を行いましょう!!

ただ単に、筋交いや接合金物を入れれば建物の耐震性がアップするとは限りません。その弱点を補うように耐震補強工事を進めることができます。

そのためにも、現場調査を行い、より工学的な方法により判定する精密な耐震診断(建築士等による)を受診して建物のどの部分が弱いか見てもらった上で補強計画をしてください。

また、工事を行う際、適正かつ有効に進められているかを判断するためには、建築士等による工事監理を行うのがよいでしょう。



東日本大震災被害状況
(平成23年3月11日)

詳しくは・・・

羽生市まちづくり部
開発建築課 建築係

TEL: 048-561-1121(代) [内線: 261 / 262]
FAX: 048-561-6380 メール: kaiken@city.hanyu.lg.jp

放射能に関する知識

東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射性物質が飛散し、深刻な原子力被害を引き起こしました。原子力災害への対応で重要なのは、放射性物質から身を守ることです。うわさやデマに惑わされず、正しい知識を持って冷静な対処が必要です。

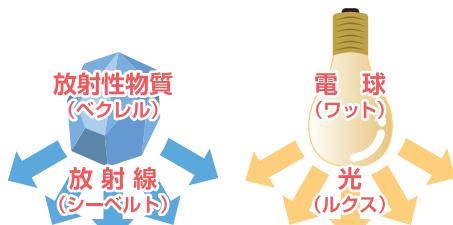
放射能、放射線、放射性物質の違い

放射線は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線、中性子線などがあります。放射線は種類によって物を通り抜ける力が違いますが、それぞれ異なる物質で遮ることができます。

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。このことを電球に例えると、光が放射線、電球が放射性物質、光を出す能力が「放射能」にあたります。

放射線と放射性物質の違い

放射線を光とすると、放射性物質が電球で放射能は光を出す能力に例えられます。



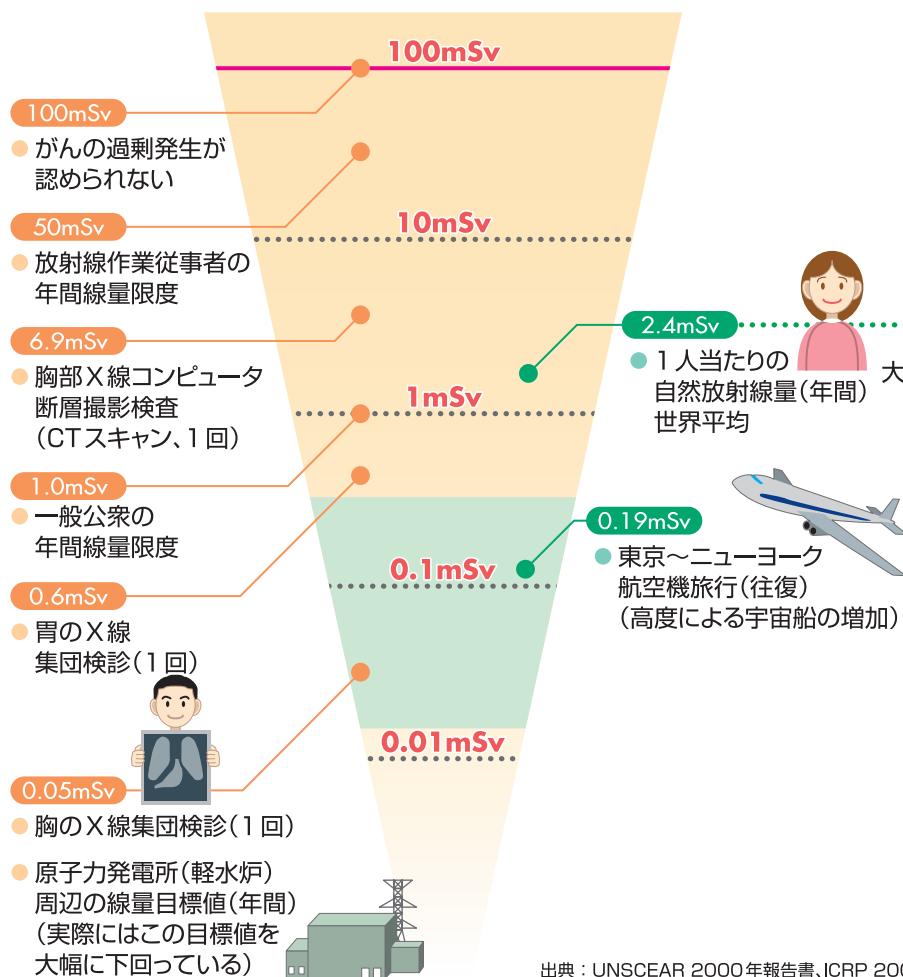
シーベルト(Sv)とベクレル(Bq)の違い

放射線による人体への影響度合いを表す単位を「シーベルト(Sv)」、放射性物質が放射線を出す能力を表す単位を「ベクレル(Bq)」といいます。

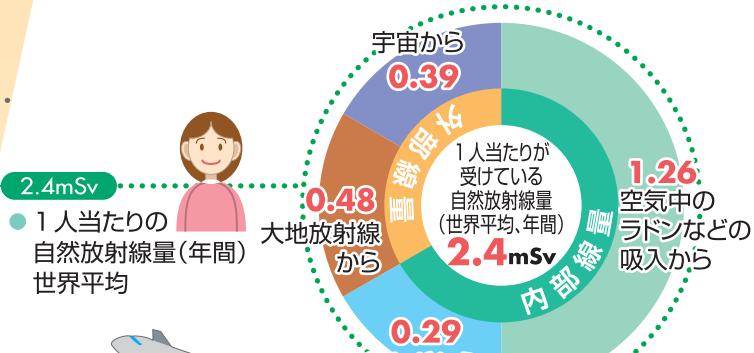
例えば、適度な日光浴は身体に影響を及ぼしませんが、日光を浴び過ぎると皮膚が影響を受けるように、放射線は受けた量によって、身体への影響は異なります。この状況を放射能で置き換えると、日光を発する太陽の能力が「ベクレル」、日光を浴びることによって人体が受けた影響が「シーベルト」という単位で表されることになります。

身の回りの放射線被ばく

人工放射線 人工的に作り出される放射線



自然放射線 自然界の中に存在する放射線



出典：2000年国連放射線影響科学委員会報告

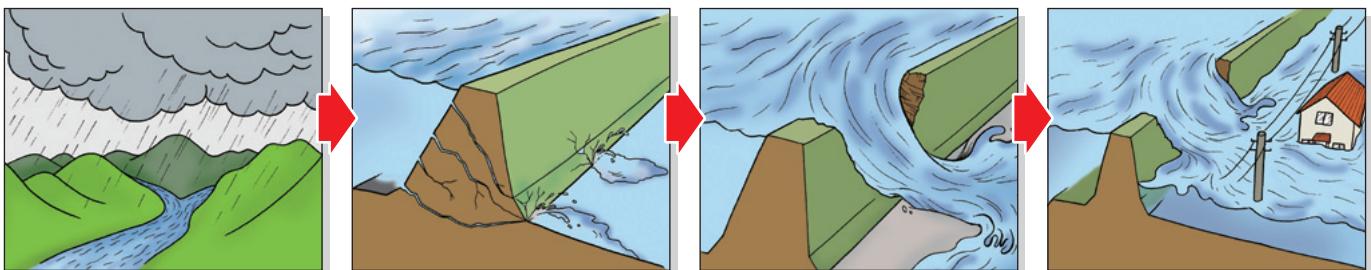
出典：UNSCEAR 2000年報告書、ICRP 2007年勧告、日本放射線技師会医療被ばくガイドラインなどより

風水害について



水害(はん濫)発生のしくみ

外水はん濫のしくみ



大雨によって川の水が増え、水かさが上がり始めます。

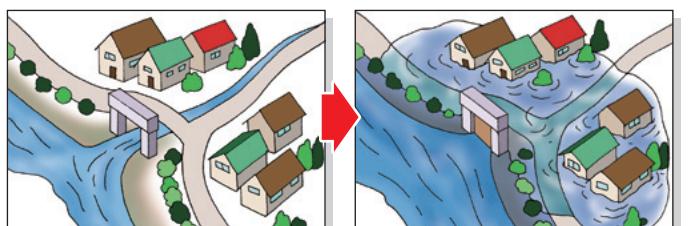
堤防いっぽいまで水が増えると、堤防に水の圧力がかかり始めます。

水が増え、水の力に堤防が耐えられなくなり、堤防の一部が崩れ始めます。

壊れた場所を通り、勢いよく水が流れ出し、家などに襲いかかります。

内水はん濫のしくみ

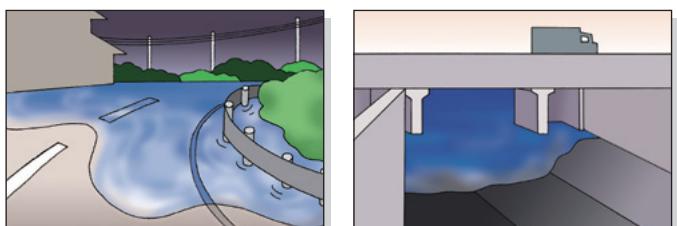
内水はん濫のしくみ



街などに降った雨は、排水路などを通って川に排水されます。

大雨が降ると川の水位が上がり、排水路などがあふれてしまいます。

内水はん濫の特徴



大雨が降ると、排水されずに雨水が道路などにあふれてしまいます。

道路や鉄道の高架下など、道路が低くなっている所に、雨がたまって冠水します。

雨の降り方と降雨量

やや強い雨

1時間に10~20mm未満の雨



地面一面に水たまりができ、話し声が聞き取りにくくなります。長期になりそしたら、警戒が必要です。

強い雨

1時間に20~30mm未満の雨



土砂降りの雨。傘をさしても濡れてしまうほどのかずかぬ雨です。ラジオ・テレビなどで今後の様子を注意し、長引きそうなら避難の心構えを。

激しい雨

1時間に30~50mm未満の雨



バケツをひっくり返したような雨です。がけ崩れ、山崩れも起こりやすく、道路規制も行われます。避難の準備を。

非常に激しい雨

1時間に50~80mm未満の雨



滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。中小の河川ははん濫し、水害の可能性が高まります。避難勧告などが出る場合があります。

猛烈な雨

1時間に80mm以上の雨



息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。雨による大規模な災害が発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要です。

風の強さと状況

やや強い風

風速 10~15m/秒 未満



風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。

強い風

風速 15~20m/秒 未満



風に向かって歩けない。小枝が折れる。

非常に強い風(暴風)

風速 20~25m/秒 未満



しっかりと身体を確保しないと転倒する。シャッターが壊れる。

非常に強い風(暴風)

風速 25~30m/秒 未満



立っていられない。ブロック塀が壊れる。樹木が根こそぎ倒れる。

猛烈な風

風速 30m/秒 以上



屋根が飛ばされたり、木造住宅が壊れる。

風水害時に対する日ごろからの備え

大

雨や台風に備えて、家のまわりを点検・整備しましょう。



家のまわりに吹き飛ばされそうなものはないか、雨戸や雨どいなどは傷んでいないか、家の前の排水溝がつまっているかなどを確認しましょう。



避

難所や避難路を確認しましょう。



地図などで、自分の地区の避難所はどこなのか、そこへ行くための避難路を確認しておきましょう。



非

常食や持ち出すものなどを準備しましょう。



非常食には、調理の手間がかからず、水をあまり使用しないもの(レトルト食品や缶詰など)を選びましょう。また、懐中電灯やラジオ、乾電池も忘れずに用意しましょう。



一

人暮らしのお年寄りなどには気配りを。



自分の家族や住まいだけでなく、地域全体にも目を向けましょう。特に、一人暮らしのお年寄りや病気の人たちには、ふだんから気配りが必要です。



気

象情報に注意



ラジオ、テレビ、インターネットなどで最新の気象情報を確認しましょう。



避

難する前に確認



避難する前に、電気、ガス、などの火元を止め、避難所をもう一度確認しましょう。



高

い道路を通りましょう



避難にはできるだけ高い道路を選び、浸水箇所がある場合は、溝や水路に十分注意しましょう。



万

が一、逃げ遅れたときは



万が一、避難が遅れて危険が迫ったときは、近くの丈夫な建物の高い場所に逃げましょう。



車

での避難は控えて



車での避難は、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなり、緊急車両の妨げとなります。特別な場合を除き徒步で避難しましょう。



車

を放置しない



水防活動の妨げになりますので、車を道路や堤防に放置しないようにしましょう。



火災について



出火原因別「防火のポイント」

たばこ



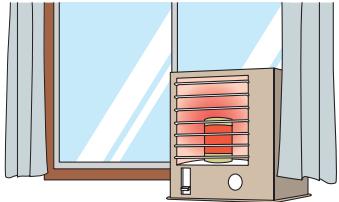
寝たばこやたばこの投げ捨ては絶対にしないでください。喫煙場所を決めておく、灰皿には水を入れておく、必ず消火を確認する、など気を付けましょう。



ストーブ



ストーブには燃えやすいものを近づけたり、ストーブで洗濯物を乾かさないでください。また、給油するときは、完全に火が消えたことを確認しましょう。



コンロ



天ぷらなどの油料理の時は、その場を絶対に離れないでください。離れるときは、必ず火を止めましょう。



火遊び



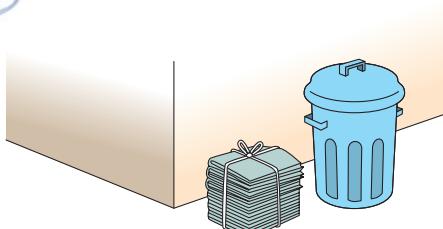
マッチやライターを子どもの手の届くところに置かないでください。花火の時は必ず大人が付き添いましょう。また、子どもに火の怖さを教えておきましょう。



放火



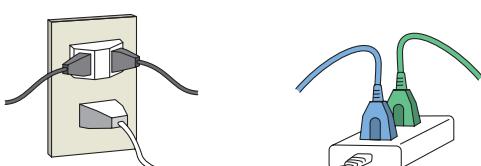
家の周りに古新聞やごみなどを置かない、ごみは収集日当日に出す、など放火に狙われにくい環境をつくることが大事です。



電気器具



たこ足配線はしない、コンセントをさしたプラグにほこりをためない、コードの上に重いものを載せない、など注意して電気器具を利用しましょう。



火災に対する日ごろからの備え

住宅防災機器を利用しましょう

火災予防を目的に作られた製品を家の中にそろえ、「火災が発生しにくい環境」を整えましょう。

住宅用火災警報器(住警器)を設置する

消防法により、すべての住宅に住警器の設置が義務付けられています。既設住宅でも平成23年6月までに、すべての市町村で条例によって義務化されました。住警器は、住宅火災からの「逃げ遅れ」を減らす切り札ですから、まだ設置していないお宅は、早めに設置するようにしましょう。

防炎品を購入する

住宅火災の多くは、布団やカーテン、衣類といった室内の繊維製品に着火して燃え広がります。防炎品は、繊維製品などを燃えにくく改良したもので、認定品にはラベルが表示されています。



生活のなかに防火の習慣を

寝る前に必ず火の元を確認

ガスの元栓、こたつのコンセントなど、寝る前に火の元を点検する習慣をつけましょう。



高齢者の部屋は1階に

高齢者や子ども、傷病者の部屋はできるだけ外に逃げやすい1階にしましょう。

初期消火の3原則

通 報

- 大きな声で「火事だ！」と叫び、隣近所に知らせる。声が出ない場合は非常ベルや音の出るものを使いつけて知らせること。
- 小さな火でも必ず119番に通報する。



初 期 消 火

- 火が横へと広がっているうちに消火可能。備え付けの消火器のほか、水や座ぶとんなど身近なものを活用して消火する。



避 難

- 火が天井に届いてしまったらまよわず避難する。
- 避難するときは燃えている部屋の窓ガラスやドアを閉めて空気を遮断する。



消火器の使い方を覚えておきましょう

1 安全ピンを上に引き抜く



2 ホースをはずして火元に向ける



3 レバーを強くにぎって噴射する



構 え 方

- 風上にまわり、風上で構える
- 屋内では出入り口を背後にして、避難路を確保する
- やや腰をおとして低く構える
- 熱や煙を避け、炎には真正面から向き合わない
- 炎を狙うのではなく、火の根本を掃くようにホースを左右に振る



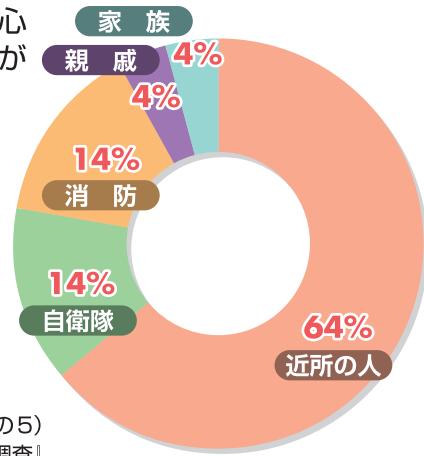
自主防災組織について



羽生市の自主防災組織の組織率は平成23年現在で100%となっております。今後は、自主防災組織の育成が、羽生市でやるべきこととなります。ここでは、自主防災組織がどのような組織なのか説明します。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。東日本大震災が発生したとき、交通網の寸断、火災などにより、消防や警察などの防災機関が十分な対応をとることができませんでした。そのような大災害のとき力を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。実際に阪神・淡路大震災では、右のグラフのとおり、地域住民が自発的に救出・救助活動をしていることがわかります。



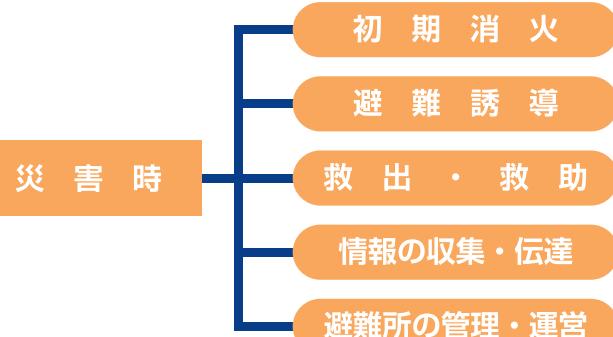
(『1995年兵庫県南部地震による人的被害(その5)
神戸市東灘区における人命救助活動に関する聞き取り調査』
宮野道雄(大阪市大)他 1996年日本建築学会学術講演梗概集)

自主防災組織の役割

災害に備えるための活動を
日ごろから行います



災害発生時に、人命を守り、
被害の拡大を防ぐために行動します



消防団・水防団とは

消防団は、震災・水害などの地域の防災力の中心として、消防署と連携しながら消火・救助などの活動を行います。日常においても、各家庭の防火指導や防火訓練、巡回広報など、住民生活に密着した活動を行っています。

消防団は消防組織法、水防団は水防法という法律に基づき、羽生市で組織している団体です。

消防団の一般的な活動

水防団の一般的な活動

水防団は、洪水の被害を最小限にとどめるための活動を行います。日常では、水防月間や水防訓練などの機会を通じて地域住民に対し、水防の重要性の周知や水防意識の高揚のための啓発、訓練及び危険箇所の巡回・点検などの活動を行っています。



災害時要援護者への避難支援

災害時要援護者とは、災害時の避難に何らかの手助けが必要となる方々（身体障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者などの方々）です。

避難支援のポイント



災害時に要援護者の身になって防災環境の点検を

放置自転車などの障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法はあるかなど、災害時要援護者に対応した環境作りをしましょう。



困ったときこそ温かい気持ちで

非常時こそ、不安な状況に置かれている人の立場に立ち、支援する心構えを。困っている人や災害時要援護者に対し、温かい思いやりの心で接しましょう。



難するときはしっかり誘導する

ひとりの災害時要援護者に対して複数の住民で支援するなど、地域で具体的な救援体制を決めておきましょう。隣近所で助け合いながら避難するようにしてください。



ごろから積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするためには、災害時要援護者とのコミュニケーションを日ごろからはかけておくことが大切です。



次の方々の避難支援をしましょう



の不自由な人への援護

誘導するときは、声をかけながら、肘のあたり（杖をもっていない方の肘）に軽く触れるか腕をかして、半歩くらい前をゆっくり歩きましょう。



の不自由な人への援護

近くに寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かして話しましょう。筆談も有効です。



齢者への援護

それぞれの人に適した方法で臨機応変に対処しましょう。車椅子の場合は、階段では必ず3人で協力して、背中を下に向け恐怖感を与えないようにしましょう。



背負ったり、肘や肩につかまってもらって誘導しましょう。危険箇所は指差し確認して、注意を促しましょう。



国人・旅行者への援護

外国人など言葉の通じない人には身振り手振りで誘導しましょう。また、自分が旅行しているときは非常口の確認をしましょう。



婦・乳幼児への援護

妊婦や乳幼児を抱える母親などには、困っていることがないかすんで声をかけましょう。

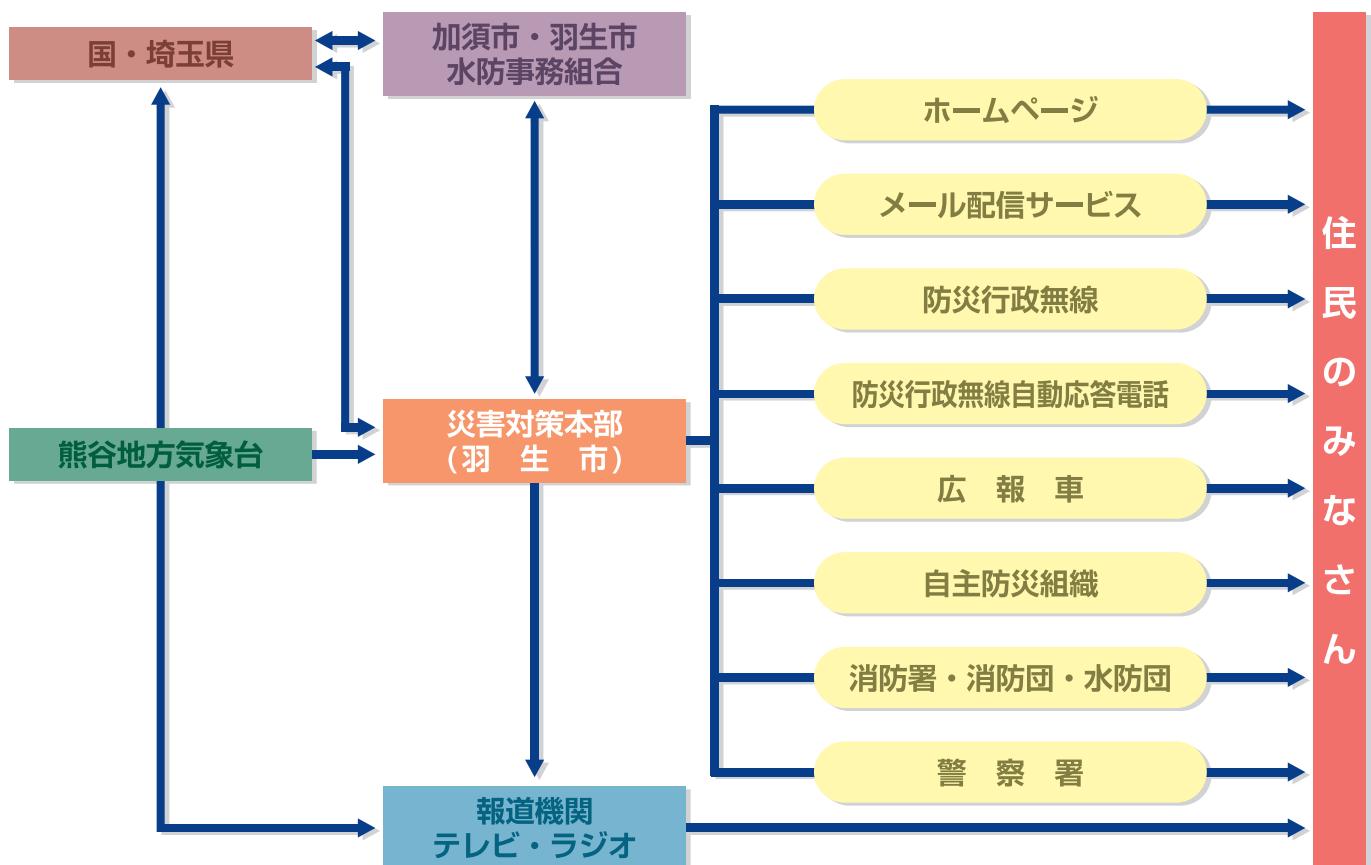


防災情報の伝達について



災害時の防災情報等の伝達経路

防災情報や避難情報などの伝達は、以下のようにみなさんに伝達されます。



羽生市防災行政無線自動応答電話

防災行政無線で放送した内容を自宅の電話及び携帯電話から確認することができます。

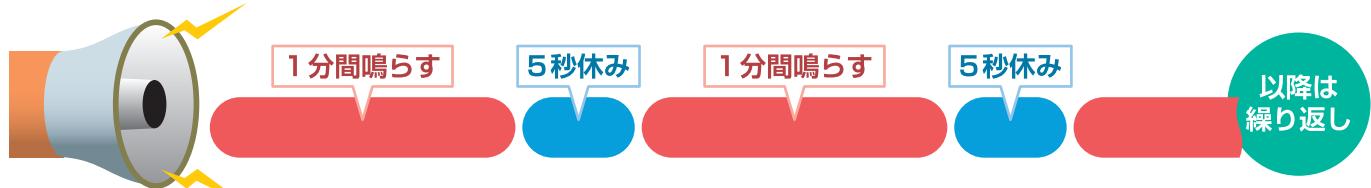
電話番号

048-562-6111

※このサービスは平成24年7月頃に開始予定です。

避難が必要なときのサイレン

避難が必要なときは、サイレンでお伝えします。鳴らし方は次の通りです。

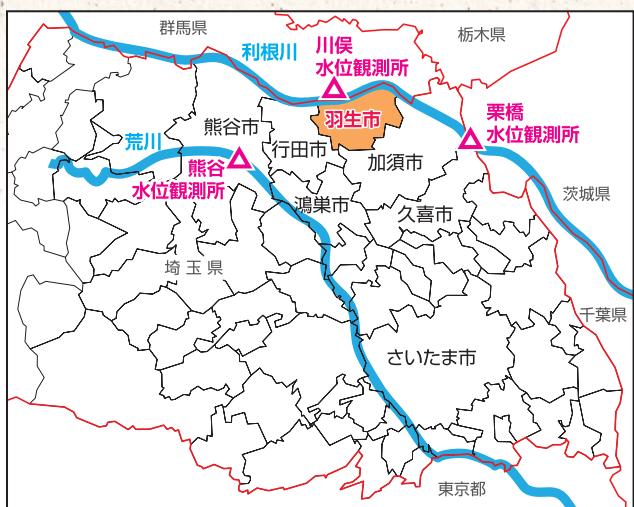


利根川・荒川の基準水位

各河川の基準水位

河川名	利根川	荒川
水位観測所	栗橋	熊谷
はん濫危険水位	8.50m	5.60m
避難判断水位	8.00m	4.80m
はん濫注意水位	5.00m	3.50m
水防団待機水位	2.70m	3.00m

河川の位置図



基準水位の種類



発令される避難情報について

避難情報の種類	発令時の状況	住民のみなさんに求める行動
避難準備情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者など、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が高まった状況。 利根川の栗橋水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合で、かつ、川俣水位観測所の水位が危険と判断された場合に発令されます。 荒川の熊谷水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合に発令されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者など、特に避難行動に時間を要する方は、避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)してください。 上記以外の方は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意など、避難の準備を開始してください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況。 利根川の栗橋水位観測所の水位が、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合で、かつ、川俣水位観測所の水位が危険と判断された場合に発令されます。 荒川の熊谷水位観測所の水位が、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合に発令されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる方は、避難所への避難を開始してください。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地、地域の特性などから人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害が発生した状況。 利根川の栗橋水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合で、かつ、川俣水位観測所の水位が危険と判断された場合に発令されます。 荒川の熊谷水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合に発令されます。 	<ul style="list-style-type: none"> まだ避難していない対象住民の方は、直ちに避難行動を開始してください。 避難所へ避難する余裕がない時は、安全な建物の高い場所に避難するなどの生命を守る最低限の行動をとってください。

防災・医療・ライフライン関係機関一覧

関係機関の住所・電話番号

施設分類	名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
消 防	羽生市役所	羽生市東6-15	048-561-1121	
	羽生市消防本部	羽生市藤井下組990-1	048-565-1919	119
	消防署西分署	羽生市上岩瀬718-1	048-561-8124	
警 察	羽生警察署	羽生市東7-13-1	048-562-0110	110
水 道	羽生市水道課	羽生市下羽生134	048-561-0969	
電 気	東京電力(株)熊谷支社	熊谷市筑波1-113	0120-995-442	フリーダイヤル
埼 玉 県	行田県土整備事務所	行田市長野943	048-554-5211	国道・県道関係
国	利根川上流河川事務所	久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3952	利根川関係
	川俣出張所	羽生市本川俣840	048-563-1992	
	水位・雨量情報テレホンサービス		0480-52-3824	
救急指定 医療機関	荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	049-246-6371	荒川関係
	山田病院	羽生市上新郷5939	048-561-0177	
	羽生総合病院	羽生市上岩瀬551	048-562-3000	
	新井整形外科	羽生市藤井上組1009	048-563-2326	

防災情報等のホームページ

施設分類	名 称	ア ド レ ス	備 考
埼 玉 県	彩の国 災害時用伝言板ネットワークシステム	http://saigai.pref.saitama.lg.jp/saigai/	羽生市ホームページにもあります
国	国土交通省 川の防災情報	http://www.river.go.jp/	
	利根川上流河川事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/	利根川の災害情報等
	荒川上流河川事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/	荒川の災害情報等
気 象 庁	熊谷地方気象台	http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/	気象情報

埼玉県防災情報メール

気象注意報・警報、震度情報、避難勧告など危機管理情報を埼玉県より配信されるメールサービスです。

右のQRコードより登録できますので、ご活用ください。



羽生市メールサービス

羽生市では、災害などの緊急時や市のイベント情報など、羽生市の行政情報を皆様の携帯電話、パソコンなどにメールで配信するサービスを行っています。さまざまな情報の分類ごとに選択していただき、必要な情報だけを受信することができます。

右のQRコードまたは羽生市ホームページより登録できます。皆様の生活に、ぜひお役立てください。



情報分類

(1)市民の安全・安心

- 火災情報
- 防災情報
- 防犯情報
- 迷い人情報
- その他、安全・安心に関する情報
(事故情報、計画停電情報など)

(2)市からのお知らせ

- 市からのお知らせ
- 休日当番医情報
- 選挙情報

(3)イベント情報

- 観光、イベント情報
- ムジナもんと仲間たち情報

災害用伝言ダイヤルなどの紹介



災害用伝言ダイヤル(171)のかけ方

「災害用伝言ダイヤル」は、大きな災害(震度6以上の地震など)が発生したときに、安否情報を登録および確認することができる「声の伝言板」です。災害時に無事に避難することができたら、自分が安全であることを伝言しましょう。

伝言の 録音 のしかた

171 ➤ 1 ➤ 被災者宅の電話番号 ➤ 1# ➤ (録音)9#

伝言の 再生 のしかた

171 ➤ 2 ➤ 被災者宅の電話番号 ➤ 1# ➤ (再生)9#



携帯電話災害用伝言板

「携帯電話災害用伝言板」は、大きな災害(震度6以上の地震など)が発生した場合に、携帯のネット上に緊急開設されます。(各社ウェブサイトトップページからアクセスしてください。)

また、携帯電話・PHS事業者5社(※)を横断的に検索可能な「全社一括検索サービス」の提供が(社)電気通信事業者協会のホームページで行われます。

(※)NTTドコモ／au／ソフトバンク／イーモバイル／ウィルコムの5社

詳しい内容について

災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板などに関する詳しい内容や情報については、次のURLまたはQRコードより確認することができます。

(社)電気通信事業者協会

<http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>



避難所等一覧表



指 定 避 難 所 (災害時に自宅で生活ができなくなった方が避難生活を送ることができる屋内施設)

地 区	No.	名 称	住 所	電話番号
羽 生	①	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058
	②	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901
	③	西中学校	羽生120	561-0161
	④	中央地域活動センター(公民館)	中央2-8-10	562-1558
	⑤	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150
	⑥	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111
	⑦	パープル羽生	南5-4-3	561-1681
	⑧	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111
	⑩	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341
	⑪	羽生高等学校	加羽ヶ崎303	561-0718
	⑫	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511
	⑬	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020
	⑳	南中学校	中岩瀬226	563-0253
新 郷	⑮	新郷第一小学校	上新郷5716	561-0409
	⑯	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778
	⑰	新郷地域活動センター(公民館)	上新郷5630-4	561-1013
須 影	⑧	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111
	⑪	羽生高等学校	加羽ヶ崎303	561-0718
	⑬	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020
	⑭	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651
	⑯	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778
	⑰	須影小学校	須影672	561-0666
	⑲	須影地域活動センター(公民館)	須影714	561-0667
	⑳	南中学校	中岩瀬226	563-0253
岩 瀬	⑫	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511
	⑳	南中学校	中岩瀬226	563-0253
	㉑	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803
	㉒	岩瀬地域活動センター(公民館)	上岩瀬2367	561-5070
川 俣	⑩	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341
	㉓	川俣小学校	本川俣629	561-1006
	㉔	川俣地域活動センター(公民館)	本川俣630	562-0321

地 区	No.	名 称	住 所	電話番号
井 泉	⑨	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551
	25	井泉小学校	藤井上組270	565-2320
	26	井泉地域活動センター(公民館)	藤井上組275	565-1009
	27	東中学校	今泉1448	565-3741
手 子 林	⑨	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551
	14	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651
	27	東中学校	今泉1448	565-3741
	28	手子林小学校	下手子林555	565-1069
	29	手子林地域活動センター(公民館)	下手子林805	565-2668
三田ヶ谷	27	東中学校	今泉1448	565-3741
	30	三田ヶ谷小学校	弥勒87	565-0008
	31	三田ヶ谷地域活動センター(公民館)	弥勒634-1	565-0040
村 君	32	村君小学校	堤107	565-0223
	33	村君地域活動センター(公民館)	下村君2227	565-3538

避 難 場 所 (災害時に一時的に避難できる屋外施設)

No.	名 称	住 所	No.	名 称	住 所
1	相生町緑地公園	中央1-1537-3	20	城沼公園	東7-8-5
2	小松道下公園	南2-27	21	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井上組地内
3	元町公園	南2-1240-1	22	大沼公園	大沼2-75
4	旭町公園	南5-13	23	空の公園	南羽生1-20-1
5	前谷公園	南6-4-1	24	太陽の公園	南羽生2-24-1
6	宮田1号公園	南7-15-1	25	山の公園	南羽生2-31-13
7	宮田2号公園	南7-20	26	光の公園	南羽生3-18
8	宮田3号公園	南8-5-1	27	風の公園	南羽生4-12-3
9	栄町公園	西2-12	28	上新郷公園	上新郷1822・1823-1
10	小松道上公園	西3-16	29	上新郷町並公園	上新郷5988-1
11	新田前公園	西4-8	30	小松公園	小松280
12	大道公園	西5-8	31	小松北公園	小松台1-516-2
13	新田公園	西5-17	32	小松南公園	小松台1-741-1
14	大天白公園	北2-9	33	小松東公園	小松台2-415
15	大和町公園	北3-7	34	羽生西公園	小須賀110
16	栃木西公園	東3-13	35	葛西親水公園	本川俣1019-2
17	稻子前公園	東3-45	36	羽生スカイスポーツ公園	常木1175
18	栃木東公園	東3-19	37	羽生水郷公園	三田ヶ谷地内
19	羽生平和公園	東6-2			

*指定避難所にある学校・地域活動センター等のグラウンドも避難場所として位置付けられる。



家族の連絡先(避難者受付簿)

家族で相談して避難所や連絡先を記入してください。また、このページは避難所に避難した場合に記入していただく「避難者受付簿」になります。避難時には、このページを切り取って提出してください。

様式第6号 避難者カード

No. / 枚中

避 難 者 受 付 簿

受付日 平成 年 月 日

避難所名		地区名	
住所	〒 -----		
世帯主名	世帯員数		名
電話番号	携帯電話		